

令和8年度65歳超雇用推進助成金のご案内

本助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成し、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースがあります。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

概要

以下のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

A. 65歳以上への定年引上げ

C. 66歳以上への継続雇用制度の導入

B. 定年の定めの廃止

D. 他社による継続雇用制度の導入

支給額

措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

【A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定めの廃止】

60歳以上 被保険者数 (注1)	措置内容	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定めの 廃止
			<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人		15万円	25万円	40万円	45万円	60万円
4～6人		20万円	32万円	65万円	70万円	120万円
7～9人		25万円	39万円	110万円	115万円	180万円
10人以上		30万円	46万円	135万円	140万円	240万円

【C. 66歳以上への継続雇用制度の導入、D. 他社による継続雇用制度の導入】

60歳以上 被保険者数 (注1)	措置内容	継続雇用制度の導入(注2)		60歳以上 被保険者数 (注1)	措置内容	他社による継続雇用制度の導入(注2)	
		66～69歳	70歳以上			66～69歳	70歳以上
1～3人		22(20)万円	40(36)万円	1～3人		20(16)万円	32(30)万円
4～6人		37(32)万円	65(60)万円	4～6人		30(26)万円	50(45)万円
7～9人		60(50)万円	105(95)万円	7～9人		50(40)万円	85(75)万円
10人以上		90(75)万円	130(120)万円	10人以上		70(60)万円	105(100)万円

(注1) 60歳以上被保険者数とは、支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者の数となります。

(注2) C及びDの措置の括弧書き内の記載は、基準該当者を対象とした継続雇用制度を導入した場合の支給額です。

主な支給要件

- (1) 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること（上記Dの場合、他の事業主においても整備していること）。
- (2) 支給申請日の前日において、事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

申請受付期間

A～Dの措置の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日（15日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は翌開庁日））まで

- ※ 「65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請書」に必要な書類を添えて、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の各都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京および大阪は高齢・障害者窓口サービス課。以下「都道府県支部」という。）に支給申請してください。
- ※ 本コースは国の予算の範囲内での支給となるため、四半期ごとの予算額上限の超過が見込まれる場合等、事前予告なく、支給申請の受付を停止する場合があります。

＼らしく、はたらく、ともに／

Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

概要

高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。対象となる措置は以下のとおりです。（実施期間：1年以内）

- ① 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度（高年齢者向けの専門職制度等、高年齢者に適切な役割を付与する制度を含む）の導入または改善
- ② 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
- ③ 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- ⑤ 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 等

支給額

実施した措置の内容に応じて、下表の金額を支給します。

実施した雇用管理制度の整備に係る措置	中小企業	中小企業以外
上記措置のうち ①	60万円	45万円
上記措置のうち ②～⑤	30万円	23万円
雇用管理制度の整備に伴う機器等の導入	導入経費×60%	導入経費×45%

- ※ 一つの雇用管理整備計画の実施期間内に複数の措置をあわせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額となります。
- ※ 機器等の導入とは、機器、システム、ソフトウェアその他これらに類するものの導入となります。また、機器等の導入経費が50万円を超える場合は、50万円とします。

主な支給要件

- (1) 「雇用管理整備計画書」を機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けていること。
- (2) 上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況および雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (3) 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること
- (4) 雇用管理制度の整備に伴い機器等の導入を実施した場合は、支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

受給手続の流れ

1. 計画の申請

「雇用管理整備計画書」を計画開始の3か月前の日までに機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けてください。

2. 支給の申請

計画期間終了日の翌日から6か月後の日の翌日～その2か月以内に機構理事長に支給申請してください。

- ※ 計画申請時は「65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）雇用管理整備計画書」を、支給申請時は「65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）支給申請書」に必要な書類を添えて、機構都道府県支部に提出してください。

Ⅲ 高齢者無期雇用転換コース

概要

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。(実施期間：2年～3年)

支給額

対象労働者1人につき、下表の金額を支給します。

中小企業	中小企業以外
40万円	30万円

※ 支給申請年度における対象労働者数の合計人数は、1適用事業所あたり10人までとします。

主な支給要件

- (1) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。
※ 実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として締結された契約に係る期間が通算して1年以上5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限りします。
- (2) 上記(1)の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。
※ 無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金の対象労働者になりません。
- (3) 上記(1)により転換された労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給していること。
※ 勤務をした日数が11日未満の月は除きます。

受給手続の流れ

1. 計画の申請

「無期雇用転換計画書」を計画開始の3か月前の日までに機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けてください。

2. 支給の申請

対象者に対して転換後賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に機構理事長に支給申請してください。

※ 計画申請時は「65歳超雇用推進助成金（高齢者無期雇用転換コース）無期雇用転換計画書」を、支給申請時は「65歳超雇用推進助成金（高齢者無期雇用転換コース）支給申請書」に必要な書類を添えて、機構都道府県支部に提出してください。



留意事項（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通）

- 令和7年4月1日から、電子申請の利用を開始しました。電子申請は、インターネット上で運営する行政サービスの総合窓口e-Gov（イーガブ）を利用して行います。
▶ e-Gov（イーガブ）ポータル URL <https://www.e-gov.go.jp/>
- 各コースの所定の期間において、高齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことや、同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていない事業主であること等が必要です。
- 助成金の審査には支給申請書の受理から3か月程度時間を要します。
- 助成金の申請に関して、機構が調査をしたり、報告を求めたりする場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- 不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名等を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- 機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければなりません。
- その他、助成金の支給要件や手続き等の詳細については、機構都道府県支部（窓口一覧は裏面参照）にご確認いただくか、機構ホームページをご参照ください。

(機構ホームページ) <https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>

